

## 第Ⅰ 生活保護と低所得者の福祉

### Ⅰ 生活保護

生活保護は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

#### ◎保護の補足性

保護は、生活に困窮する人が、その利用できる資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件に行われます。また、民法に定める扶養義務者の扶養、他の法律による扶助は、保護に優先して行わなければなりません。

#### ◎保護の種類

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種があり、要保護者の必要に応じ扶助を行います。

#### ◎保護の決定

福祉事務所は、生活に困窮する人から保護の申請を受けた後、その家庭を訪問し実情を調査したうえで、その家庭の収入を認定し、要否判定を行います。その結果、国で定めた最低限度の生活が営めないと判断された場合には、保護の基準に不足する分について保護します。

#### ◎管内地区別保護状況

(令和6.4.1現在)

区分	久々利	平牧	中恵土	広見東	広見	姫治	川合	今渡
被保護世帯	1	4	11	5	32	8	35	30
被保護人員	1	4	14	5	37	12	44	35
区分	下恵土	土田	春里	帷子	桜ヶ丘	兼山	その他	合計
被保護世帯	45	38	7	34	0	3	13	266
被保護人員	52	42	10	43	0	3	13	315

人口	被保護世帯	被保護人員	保護率
99,826	266	315	3.16%

#### ◎被保護世帯別類型

(令和6.4.1現在)

高齢世帯	母子世帯	傷病世帯	障がい世帯	その他の世帯	合計
134	15	53	49	15	266

◎令和5年度生活保護費内訳

区分	金額(円)	構成比	1ヶ月当たり平均(円)		
			金額	一世帯平均	一人平均
生活扶助費	168,255,232	29.85%	14,021,269	60,698	49,545
住宅扶助費	72,914,756	12.94%	6,076,230	26,886	22,176
教育扶助費	2,555,493	0.45%	212,958	16,381	10,141
介護扶助費	35,746,905	6.34%	2,978,909	38,191	38,191
医療扶助費	273,306,955	48.49%	22,775,580	93,343	83,123
出産扶助費	857,050	0.15%	71,421	35,710	35,710
生業扶助費	721,444	0.13%	60,120	10,020	10,020
葬祭扶助費	437,660	0.08%	36,472	12,157	12,157
保護施設・委託事務費	8,562,052	1.52%	713,504	178,376	178,376
就労自立給付金	155,816	0.03%	12,985	3,246	3,246
進学準備給付金	100,000	0.02%	8,333	8,333	8,333
計	563,613,363	100.00%	46,967,780	—	—

## 2 保護施設

◎救護施設

身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。

- ・ 援護内容・・・給食、介護、健康診断、教養娯楽、生活指導
- ・ 入所要件・・・生活保護法による被保護者で次のような事情のある人です。
  - ①働く能力がない人
  - ②施設を離れては生活できない人
  - ③社会復帰する見込のほとんどない人

◎救護施設措置状況

(令和6.4.1現在)

施設名	所在地	入所人員
大垣市牧野華園	大垣市牧野町2-150-1	3人

### 3 住居確保給付金の支給

離職者等であって、就労能力及び就労意欲のある方に対し、所要の求職活動等を要件に、原則3か月（一定条件を満たせば最長9か月）家賃相当額を支給することにより、住宅及び就労の機会の確保に向けた支援を行います。

<申請先> 可児市社会福祉協議会 電話 62-1555

(1) 対象・・・次の要件にすべて該当する方

- ①申請時に離職後2年以内又は、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある。
- ②離職前に、主として生計を維持していた（離職後離婚などにより主たる生計維持者になった場合も含む）。
- ③就労能力・常用就職の意欲があり、公共職業安定所（ハローワーク）に求職申し込みを行い、就職活動が行える。
- ④住宅を失った、又は賃貸住宅に居住しているが住宅を失う恐れがある。
- ⑤申請日の属する月における、生計を一にする同居親族を含む収入合計額が「基準額（※）」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃を合算した額以下である。  
(※)「基準額」＝市民税均等割の非課税となる収入額の1/12
- ⑥申請日における、生計を一にする同居親族を含む金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする）以下である。
- ⑦国が実施する雇用施策による貸付や給付、自治体などが実施する住宅等困窮離職者に対する類似の貸付や給付を受けていない。
- ⑧暴力団員でない。

(2) 支給月額（上限）

○単身世帯・・・29,000円 ○複数世帯・・・35,000円 ～ 45,200円

(3) 支給期間

3か月間（一定の条件のもと、9か月を上限に延長可能）

(4) 支給決定実績（令和5年度）

3件

#### 4 生活困窮者自立支援事業

平成27年度から施行された生活困窮者自立支援制度に基づく生活困窮者等への支援を、市が可児市社会福祉協議会へ業務委託を行うことにより実施しています。

生活困窮者の自立に向けたプランニングを行う自立相談支援事業、離職等により経済的に困窮した方へ住宅の家賃を補助する住居確保給付金事業、家計管理に関する支援を行う家計改善支援事業、一般就労に向けた技術の習得等の支援を行う就労準備支援事業を実施しました。

区 分	令和5年度
新規相談受付件数	68 件
プラン作成件数	5 件
自立相談支援相談件数	(延べ) 1,315 件
住宅確保給付金相談件数	(延べ) 127 件
	住居確保給付金申請：4 件
家計改善支援相談件数	(延べ) 261 件
就労準備支援事業件数	(延べ) 5 件